

小規模基本法、小規模支援法成立後の検討状況

6月20日 小規模基本法、小規模支援法 成立

6月27日 小規模基本法、小規模支援法 公布

(小規模基本法は即日施行)

7月25日 第8回小規模企業基本政策小委員会 開催

・小規模企業振興基本計画(原案)の審議

7月30日～8月28日

小規模企業振興基本計画(原案)に対するパブリックコメント 実施
(意見総数 139件)

8月12日～8月26日

小規模企業振興基本計画に関する地域の意見交換会 開催
(全国計9ブロック:8/12沖縄、8/21北海道、東北、
8/22中部、8/26関東、近畿、中国、四国、九州)

9月 1日 第9回小規模企業基本政策小委員会 開催

・小規模企業振興基本計画(案)の取りまとめ

・小規模支援法に基づく基本指針の改正案の審議

本日

9月12日 第21回中小企業政策審議会総会 開催

中小政策審議会 答申 → 経済産業大臣

9月26日 小規模支援法 施行

9月下旬以降 小規模基本計画 閣議決定・国会報告・公表

(参考)

小規模企業振興基本法 (抄)

第十三条 3 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、小規模企業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律 (抄)

第三条 3 経済産業大臣は、基本指針に定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。